

## 国立大学法人鹿児島大学における委託研究費に係る不正使用に対する措置について

### 概要

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）が、生研支援センターが委託した研究事業において、委託研究費を不正使用していたことから、鹿児島大学に対し当該委託研究費の返還をさせるとともに、不正使用または善管注意義務違反を行った研究者に対し、生研支援センターが実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）への申請・参加資格を一定期間制限します。

### 1. 事案の経緯

- (1) 令和2年9月13日、鹿児島県警察から鹿児島大学へ、同大学の窪田 力教授（当時）と取引業者との贈収賄事件の捜査についての協力依頼がありました。
- (2) 同年10月7日、窪田教授（当時）が逮捕され、生研支援センターは贈収賄事件を把握しました。
- (3) 同年10月9日、生研支援センターから鹿児島大学へ、研究費の不正使用について、調査依頼をしました。
- (4) 令和3年6月9日、鹿児島大学からすべての調査が終了したとして、最終報告書が提出されました。
- (5) 同年6月25日、最終報告書において、不正使用及び善管注意義務違反があったことが確認できたことから、不正使用額の返還及び研究支援事業への申請・参加資格を制限する措置を講じました。

### 2. 不正使用等の態様

#### 不正使用

窪田元教授は、平成28年度から令和元年度までの間、南九州市への出張において、大学院生や学生に出張を代行させたにもかかわらず、その旅費等を自らが受給するとともに、その旅費を私的流用しました。

#### 善管注意義務違反

三浦 直樹教授は、不正使用には直接関与していなかったものの、鹿児島大学においては窪田元教授が不正使用を行った委託研究費の管理を行う立場であり、自ら管理すべき委託研究費の執行状況を十分に確認しておらず、資金管理者としての善管注意義務に違反しました。

#### 不正使用等が行われた委託研究事業

事業名	革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）	
試験研究計画名	新たな細胞保護技術の活用と高付加価値・優良産子の増殖による肉用牛・乳用牛生産基盤強化	
コンソーシアム名	肉用牛・乳用牛の細胞保護技術開発・生産革新コンソーシアム	
代表機関	国立大学法人鹿児島大学	
構成員	6 機関	
事業期間	平成28年10月13日～令和元年9月30日	
鹿児島大学への委託研究費		
精算総額	42,010,000 円	
内、不正使用額	225,180 円	

### 3. 措置の内容

#### (1) 委託研究費の返還

鹿児島大学に対し、不正使用が行われた委託研究費の返還を請求しました。  
なお、不正使用が行われた委託研究費の返還について、加算金を付加します。

#### (2) 申請・参加資格制限

不正を行った研究者である窪田元教授に対し、委託研究費を返還した年度の翌年度以降10年間、研究支援事業への申請資格及び参加資格を制限する措置を講じました。

不正使用に直接関与していないが、資金管理者としての善管注意義務に違反をした三浦教授に対し、委託研究費を返還した年度の翌年度以降2年間、研究支援事業への申請資格及び参加資格を制限する措置を講じました。

#### (3) 不正の再発防止策に係る措置

鹿児島大学に対して、今後、このような事態が生ずることがないように、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)に基づき、内部監査の強化や研究者等へのコンプライアンス教育の徹底等を行うよう要請しました。なお、生研支援センターは、農林水産省と連携して、同大学が講じる所要の再発防止策について、当該対策が確実に実行されているか調査・確認を行います。

#### (4) 措置決定の通知

措置及び被認定者等について、農林水産省を通じて、研究資金を所管する各府省に情報提供をします。

### 4. 関連情報

調査機関が行った調査についての報告書を生研支援センターのHPに公表いたします。

鹿児島大学は、本件に係る調査報告を以下のURLで公表しています。

URL：<https://www.kagoshima-u.ac.jp/important/post-150.html>

お問い合わせ先

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 研究公正室

担当者：秋山、坂上、高橋

電話番号：044-276-8426

：044-276-8479

以 上